

[事案 2019-227] 特約更新無効請求

・令和2年9月16日 裁定終了

<事案の概要>

希望が反映されないまま特約を自動更新させられたとして、更新時に遡って契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年1月に契約した利差配当付終身保険について、平成29年1月の特約更新時に、担当者に「医療特約を80歳満期とした上で、生活保障特約も入れつつ、保険料を月6万円以内におさえる。」という内容の更新を依頼したが、担当者から十分な説明や提案もなく、希望が反映されていない内容で更新させられたので、更新時に遡って契約内容の変更を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款には、本特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨を当社に通知しない限り、本特約は保険期間満了日の翌日に更新される旨が定められており、申立人から、保険期間満了日の2か月前までに、本特約を継続しない旨の通知を受けていないため、有効に自動更新されている。
- (2)担当者は、申立人に対して複数回にわたり、本特約の更新について説明をしており、申立人はその説明を踏まえて、本特約をとりあえずそのまま更新したい旨の申出をしたものである。
- (3)申立人は、自動更新確認書に署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、自動更新に至った経緯および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、更新時における保険会社担当者の対応に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。